



2021年11月26日  
九州電力送配電株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う託送料金・電気料金の特別措置を拡大します — 支払期日等の延長対象を2021年12月分まで拡大 —

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響で料金のお支払いにお困りの方からお申し出があった場合は、料金のお支払い期限を延長する等の対応を行っております。

(2020年3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月22日 お知らせ済み)

引き続き、国や地方自治体を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図っている状況を踏まえ、新たに2021年12月分を対象とする等、特別措置の対象を拡大することとしましたので、お知らせいたします。

なお、本特別措置の実施にあたり、2021年11月19日に「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、2021年11月25日に認可（承認）を受けました。

見直し後の特別措置の内容は別紙のとおりです。

以 上